

## 資料

## 上川孤児院傷害致死事件の記録

## Records of the Kamikawa Orphanage Injury and Death Case

北村典幸

Noriyuki KITAMURA

旭川市立大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科

## はじめに

旭川市における社会事業の夜明けは1902(明治35)年、山谷源次郎<sup>1)</sup>が当時の旭川区近文2線1号に山谷孤児院旭川支院を開設したことで知られる。同院は、山谷が吉田良作にその運営を託したのであるが、吉田は1905(明治38)年、山谷孤児院より分離独立し、上川孤児院として独自経営に転換した。ところが、運営は次第に財政難に陥り、1911(明治44)年、吉田は笹原辰次郎に同院を譲渡した。

しかし1921(大正10)年4月、障害のある入所児の死亡事件が明るみとなり、当時勤務していた笹原の内縁の妻・浅見キクが有罪となり、懲役10年の実刑判決を受け旭川監獄(当時)に収監された<sup>2)</sup>。

笹原はこの事件の発覚直後、神居古潭で石狩川に投身自殺、施設は一時的に閉鎖状態となったが、残留となった入所児の処遇について、当時の旭川区長・市来源次郎は第7師団司令部剣道教師の水下関吉が住居とする上川尚武館を院舎とし、水下を初代院長として旭川育児院を1921(大正10)年10月に開設したのである。

社会福祉事業の歴史に通じる者であれば、上記の経緯についてはその大要は既知のことであろうが、筆者はこの事件が、当時いかに報道されたのか、その事実を資料としてまとめつつ、およそ100年を経た今日、この事件から汲み取るべき教訓についてここに考察を加えた。

## 1 事件の概要

本件は1919(大正8)年10月22日夕刻、上川孤児院に当時入所していた、てんかんの障害のある少年A

(当時12歳)に対し、Aが食事時間前に施設内で便失禁したことに怒り、釣瓶用縄の結節部で頭部などを数十回にわたり殴打し、内臓破裂などにより死亡させた罪等<sup>3)</sup>で浅見キクに懲役10年の判決が出された傷害致死事件である。

本件は、その翌々年の1921(大正10)年4月11日、別件の虐待による傷害を受けた入所児Bが警察署に保護を申し出たことから発覚したのであるが、マスコミは当初、「近文に突発せる幼児虐待致死事件 その数45名に及ぶべく旭川署は数日来大活動 宛然これ現世の生地獄」(同年4月14日・旭川新聞)と、実にセンセーショナルな見出しでこれを報じた。

## 2 その後の報道より

本件はその後、捜査の経過から裁判の結果まで、同年8月までの4か月間で計25回を超えて報道された(表1)。いかに本件が社会的な衝撃を与えたのかを窺い知ることができる。

## 3 考察

## (1) 現在に通底する課題を提起

当時の報道等によれば、上記の死亡事件で被害者とされた被虐待児Aのほか、入所児の複数名にはてんかんや知的障害等の障害があった。また、笹原(院主)・浅見キクはともに山谷孤児院で育った元院児ということである。

今日のような施設制度のない時代に孤児院を運営し、職員としての身分や資格も研修もまったくない状況で、さまざまな障害のある児童を含む孤児らと生活

表1 上川孤児院傷害致死事件に関する主な報道記録（見出しのみ抽出）

日付	掲載紙	見出し及び小見出し
1921（大正10）年 4月14日	旭川新聞	近文に突発せる幼児虐待致死事件 其の数45名に及ぶべく 旭川署は数日来大活動 宛然これ現世の生地獄
1921（大正10）年 4月15日		上川孤児院の怪聞 院児を殴打致死 慈善の美名に隠れ利得 高利貸を営む院主笹原 加害者浅見キク拘留中 院主は前科二犯
1921（大正10）年 4月16日		慈善の美名に隠れた現世の生地獄 既報Aを虐殺したほか、さらに二人の女性の頭髪を斬って殴打 暴虐残忍の鬼夫婦！
1921（大正10）年 4月17日		慈善を看板の上川孤児院 財産悉く妻の名義
1921（大正10）年 4月18日		孤児虐待事件に対する其の筋が疑いの目 事件はさらに拡大すべく目下証拠収集 敏腕なる治罪部の決心
1921（大正10）年 4月21日		浅見キク既に起訴され院主も近く検挙 其の筋では既に有力な証拠を握る 満天下呪詛の焦点上川孤児院の醜悪暴露の火の手ますます挙がる
1921（大正10）年 4月22日		孤児の死体を発掘 虐殺の有無を検証するため警官法官相前後して近文墓地に急行 孤児虐殺事件ますます進展
1921（大正10）年 4月23日		吸血魔辰次郎遂に収監さる 道庁社会課員実地調査 孤児院経営後継者選定
1921（大正10）年 4月24日		悪魔辰次郎、突如姿を眩ます いよいよ迫る起訴収監を恐れて 其の筋はさらに活動開始 行方を厳探中
1921（大正10）年 4月26日		行方不明の笹原辰次郎 突如投身自殺す 去る24日の白昼 仙境神居古潭のつり橋より身を躍して無残の往生 死体上がらず極力捜査中
1921（大正10）年 5月1日		可憐なる院児等が美しい情の発露 虐待に耐え兼ね無断家出し舞い戻った義姉を救へと其の筋に嘆願 居合わせた警官も貰い泣き
1921（大正10）年 5月5日		頼る邊なき上川孤児院 院児等の運命 目下区と警察が協力保護中 だがキクの進退が決定次第 適当な後継者に依頼
1921（大正10）年 5月11日		上川孤児院の現状は後継者選定が急務 現在収容孤児は総数17名 食料は豊富で一年間は十分 旭川警察署調査発表
1921（大正10）年 6月2日		毒婦浅見キクの残忍暴虐 上川孤児院の虐待事件 予審決定近く公判開廷 驚くべき彼女の罪状
1921（大正10）年 6月4日		浅見キク 下調べで孤児虐殺を否認 取り乱した色もなく法廷で微笑むしらしさ 公判は24日 一号法廷で
1921（大正10）年 6月23日		浅見キクの公判は明日 慈善の美名に隠れた鬼女の惨虐
1921（大正10）年 6月25日		毒婦浅見キク あくまでも孤児虐殺の事実を否認 傍聴席は押すな押すなの大入り満員中に北都高等女学校生50余名が見学 上川孤児院の傷害致死事件公判
1921（大正10）年 6月29日		孤児虐殺事件 墓地で公判開廷 隠坊夫婦に対し尋問し なお死亡せる小屋をも検証 明日伴検事及び弁護士が出張して
1921（大正10）年 7月12日		北海道新聞
1921（大正10）年 7月28日	笹原辰次郎の死体浮き上がる 17日 深川を流るる石狩川にて発見さる 神居古潭に投身後 108日目に漂着	
1921（大正10）年 8月16日	孤児虐殺事件の鑑定書すでに到着 或いは審理を更新せん 公判開廷は本月下旬 傍聴券を発行し順繰りに交付	
1921（大正10）年 8月17日	脂肪栓塞か、外傷性内臓破裂か 悶死した孤児の死因と山上教授鑑定の結果 浅見キク傷害致死事件審理更新	
1921（大正10）年 8月26日	浅見キクの孤児虐殺事件 公判は本日開廷	
1921（大正10）年 8月27日	孤児虐殺第二回公判 さすがのキクも久しい拘留監の生活に血の気も失せて疲れ切った顔色 傍聴人廷外に溢る	
1921（大正10）年 8月31日	浅見キクに懲役10年の言い渡し 昨日地裁法廷において 孤児虐殺事件の判決	
1922（大正11）年 2月11日	憐れ取り残されし みなしごのために 上川孤児院を継いで 新たに旭川育児院生まれる 山下せきすけ氏が有志の賛助を得て	

※本件被害者については匿名で表記した他、原文を生かしつつ一部を新字体や平仮名で表記した。

を共にした笹原と浅見。しかし、上述のように浅見キクは懲役10年の実刑判決を受け旭川監獄（当時）に収監された。

その浅見キクに対する判決前公判（1921年8月26日）で、弁護側は本件が虐待による傷害致死ではなく、過失致死として情状酌量を主張し、さらに施設や設備の整備がきわめて不十分な孤児院に要支援児の保護を押しつけた社会の責任を問うている<sup>4)</sup>。まさに100年後の現在に通底する弁護として注目している。

時代はその後、大正から昭和・平成・令和と本件から100年が経過し、今日では制度としての社会福祉が確立し、職員の人材育成のための研修機会等が頻繁に保障され、福祉士等の国家資格制度もできた。2012（平成24）年10月には障害者虐待防止法が施行されている。それにも関わらず、虐待は無くなるどころか、むしろ増加の一途となっている<sup>5)</sup>。

北海道保健福祉部が2023（令和5）年6月に公表した「施設における虐待防止に向けた利用者等及び施設従事者実態調査結果報告書」によると、障害者支援施設に勤務する職員の10.6%が「虐待を行ったことがある」と答えている<sup>6)</sup>。なお、北海道がその3年前に実施した同様の調査でも、回答した障害者支援施設職員の12.4%が「虐待と思われる行為や不適切な行為を行ったことがある」と答えており<sup>7)</sup>、すでに1割を超える職員が虐待行為を行っている実態が明らかとなっている。

これらの調査結果に共通しているのは、「ストレスや感情コントロールの問題」「人員不足や職員配置に関連する多忙さ」等が、虐待に至る主な要因の上位に挙げられていることである。つまり、浅見キクがそうであったように、ストレスや感情コントロールの問題といった虐待者の個人因子は、人員不足や職員配置に関連する多忙さなど、職場における環境因子に起因するという不可分な相関にあるのである。

およそ100年前の上川孤児院虐待致死事件で、すでに虐待の発生因子が提起されていながら、今日なお虐待が増加するのは、歴史の教訓が政策に反映されていないことの証でもある。

2022（令和4）年に発覚した社会福祉法人にしおこっぺ福祉会が運営する障害者支援施設「清流の里」（北海道紋別郡西興部村）における虐待事案を検証してきた委員会の報告書では、13人の利用者に対する虐待で職員6人が書類送検された事件から、「障害者支援施設が共通して抱える人材の確保と育成、職員配置などの運営体制の改善に向けた課題は、虐待防止の観

点からも、社会福祉法人など民間事業者の自主努力のみに委ねるべきではなく、行政が責任をもち、本腰を入れて抜本的な制度改善に取り組むべき喫緊の課題である」等と提言し<sup>8)</sup>、虐待防止に向けての課題を提起している。まさに100余年前の本件弁護側の意見と同様の見解が示されている。

## （2）障害者権利条約の締約国として

国連の障害者権利委員会は2022（令和4）年8月、障害者権利条約に係る日本政府（締約国）の第1回報告書に関する対日審査を実施し、翌9月には総括所見（最終見解）を採択した。

総括所見では第7条（障害のある児童）、第15条（拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由）、第16条（搾取、暴力及び虐待からの自由）など、各分野でわが国の障害児者虐待に係る現状に対して勧告を示し、是正措置を求めている。それらは主に、国としての施策の見直しと改善である。

日本国憲法第98条はその第2項で、国が締結した条約及び国際法規の誠実な遵守を謳っている。障害者権利条約の批准（2014年2月発効）から10年を迎えたわが国は今、締約国としての責任ある態度が政策主体に求められているのである。

上川孤児院傷害致死事件は、1世紀という時を越えて、現代に生きる我々に対し課題を投げかけていると言える。

## ＜注 釈＞

- 1) 1858（安政5年）に当時の石川県能登国珠洲郡（現在の珠洲市）で生まれ、1885（明治18）年に「幼児救済所」を函館に開設。1895（明治28）年、奈江村砂川（当時）に「山谷幼稚者救済事務所」を開設し、1902（明治35）年「山谷孤児院」に改称。同時に本院を砂川とし、東京、札幌、旭川、函館に支院を設置した。北海道における社会事業の先駆者として随所で紹介されている。
- 2) 浅見キクはその後、1年余で出所したとされている（三吉 明：ひらけゆく大地の蔭に、200、1966 平中忠信：シリーズ福祉に生きる 25 山谷源次郎、125、1999）。
- 3) 当時の判決では、Aに対する虐待致死に加え、1921（大正10）年4月に少年Bの右手指に噛みつき、全治1週間の傷害を負わせた罪が浅見キクに科せられた。
- 4) 1921（大正10）年8月26日の第2回公判に係る報道では、「孤児院に収容する児童は虚弱者不具者あるいは悪癖を有する者が多いから、これを立派に看護教養し得る婦人ありやと社会に問わば然りと答える者は100人に1人、1000人中の1人あるかなしかであらうと思う。然るに社会は、被告に対してその100人中の1人1000人中の1人たらんことを要求するか。ゆえに被告の行為を憎むべしとなすのであるか。刑法の精神は吾人の見解を以てせばさように崇高なる道徳を要求するものではなく、普通俗人の凡庸なる道徳を求むるに過ぎないと思う。我が実子ですら時にこれを

殴打することあるは我が世俗の実情ではないか。被告は孤児に対して親の立場にあるか心理的生理的に欠陥ある10数名の孤児に朝夕閑続されては、たいていの婦人はイライラせざるをえないだろう。(中略)即ち被告は一時、思慮分別を失って罪を犯したのであるとみるが事実に近しと思う。また、被告の犯罪は孤児院なる特殊の境遇において構成されたものであって、一般社会に対し非常な恐怖を与えることもない被告にのみ最高の道徳を強いるは無理である。一個の凡人として責任を負わしめるべきものであろう。社会が被告に対し如何なる感情を有するかを考えるに、夫笹原辰次郎は死をもって罪を謝しているとせば、極端なる個人主義者なる非ざる限り、夫の死によって被告に対しても一片の同情を寄せるべきものであろうと述べ、減刑を希望した。この時、キクは熱涙滂沱として頬に伝わるを見た。「孤児院の経営は国家若しくは公益団体の手に委ねるべきもので、もしやむを得ず一人がこれに携わるとせばその人はよほど崇高なる人格の所有者であらねばならぬ。(中略)設備内容の如何を十分調査せず子供を託した社会にもまた大責任がある。本件の淵源は組織当初の欠陥にある。罪を憎んで人を憎まず組織欠陥の余弊として判官諸公の酌量を乞う」「また孤児を取り調べたる際は、彼らが恐れていた院主の笹原辰次郎はすでに亡く、主婦キクが帰らなければ過去の検束された生活から解放されると考えている彼らは、少年期から青年期への過渡時代にあつて、自己に目覚めかかつて盛んに自己跳躍せしむるときであるから、その陳述は大に割引し斟酌する必要があるのである。ゆえに、この陳述を基礎とする死因鑑定の結果は信憑力を有するものとは言えない。被告の孤児院事業は、その性格と甚だ不釣り合いなるものであつた。かかる事業にあたる人は忍耐力に富み、寛容にして子供の罪を自己の罪として自己を責める低の人格者であらねばならぬ。然るに被告がその境遇に引き入れられ、最も不適当な仕事に当たつたため、この結果を招いたのである。被害者の供述に、キクは泣きながらBを所かまわず殴打し腕に噛みつき半狂乱の体であつたとあるが、これは惨忍性に非ずして病的の発作である。意思がないから、過失致死の議論もなしえないわけではない。要するに、被告の境遇と病的性格は酌量の余地があると結論した。」と弁護側の主張を報じている(1921年8月27日 北海日日新聞)。なお、当時の記事はなるべく原文を生かしつつ、そのままでは表記できない箇所について新字体や平仮名に改めている。

- 5) 厚生労働省の障害者虐待対応状況調査によると、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた件数は、直近で547件(2019年度)、632件(2020年度)、699件(2021年度)、956件(2022年度)と増加傾向にある。
- 6) 同報告書、北海道福祉保健部、2023
- 7) 「施設における高齢者・障がい者虐待防止に向けた利用者等実態調査及び施設従事者実態調査」(北海道保健福祉部、2020)
- 8) 社会福祉法人にしおこっぺ福祉会 障害者支援施設清流の里における虐待事案検証委員会報告書、同委員会、2023